

# 敷地内禁煙



「禁煙」には、加熱式たばこも含まれます。

令和元年7月1日より、

兵庫県の「受動喫煙の防止等に関する条例」の改正に伴い、

敷地内禁煙とします。敷地周辺についても禁煙とします。

喫煙者への罰則：過料2万円以下